

令和4年第5回

印西市教育委員会定例会会議録

令和4年5月17日（火）

令和4年第5回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和4年5月17日(火)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号

臨時代理の報告について(印西市青少年問題協議会委員の任命)

日程第 5 議案第1号

令和4年度教育費補正予算について

日程第 6 議案第2号

印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第3号

印西市立図書館協議会委員の任命について

日程第 8 議案第4号

印西市教育支援委員会委員の委嘱について

日程第 9 議案第5号

印西市文化ホール運営会議委員の委嘱について

日程第10 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(4名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	大 野	忠 寄
2 番	委 員	寺 田	充 良
4 番	委 員	栃 尾	知 子

欠席委員(1名)

3 番	委 員	鈴 木	裕 枝
-----	-----	-----	-----

説明のため出席した職員(7名)

教 育 部 長	土 屋	茂 巳
---------	-----	-----

教育部副参事 (教育総務課長事務取扱)	伊藤章
学務課長	佐久間庸夫
指導課長	石川真樹子
学校給食課長	海老原裕之
生涯学習課長	鈴木圭一
文化ホール館長	伊藤美江子

職務のため出席した職員(3名)

教育総務課 課長補佐	秋本康一
教育総務課 総務係係長	荒川由弥
教育総務課 総務係主査	石原祐之

(14時00分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより、令和4年第5回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、文化ホール館長、教育総務課職員です。

なお、本日、鈴木裕枝委員につきましては、都合により欠席の連絡がありましたので申し上げます。

最初に、まずおわびを申し上げます。

既に新聞等で報道されましたが、去る5月4日に市の教育委員会事務局職員が傷害の疑いで宮城県警に逮捕されました。この職員の逮捕という事態に至り、市民の皆様、また関係機関の皆様に多大なご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、深くおわび申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

概要につきましては、会議のその他のところで報告をさせますが、市といたしましては、今後、事実関係に基づきまして、厳正に対処してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。
ご了承ください。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、2番、寺田委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

それでは、経過報告から申し上げます。

4月21日木曜日、第1回家庭教育学級運営委員研修会が市役所であり、出席をしております。

同日、第1回舞踊の彩典が文化ホールであり、出席をしております。

23日土曜日、印西市民アカデミー開校式が文化ホールであり、出席をしております。

同日午後になりますが、印西市スポーツ少年団委員総会が松山下公園総合体育館であり、出席をしております。

24日日曜日、青少年相談員委嘱式・総会が本埜公民館であり、出席をしております。

26日火曜日、民生委員推薦会が市役所であり、出席をいたしました。

30日土曜日、印西市スポーツ協会総会が松山下公園総合体育館であり、出席をしております。

5月に入りまして、9日月曜日、第2回市校長会議が教育センターであり、出席をしております。

10日火曜日、第1回教科用図書印旛採択地区協議会が富里市であり、大野職務代理者とともに出席をしております。

11日水曜日、毎年年度初めに私と部長、そして各課長で学校・施設の訪問を行っておりますが、今年度もこの11日から始まりました。午前中に本埜中、もとの幼稚園、木刈中、午後に滝野中、滝野小、本埜図書館に行っております。

12日木曜日、同じく学校・施設訪問で、午前中に小林中、小林小、午後には小林北小、小林公民館、小林図書館に行っております。

13日金曜日、同じく学校・施設訪問で、午前中に本埜小、本埜公民館、午後には印旛歴史民俗資料館、そうふけ公民館、そうふけ図書館に行っております。

16日月曜日、学校・施設訪問で、午後には原小学校と西の原小学校へ行

ってまいりました。

17日火曜日、本日ですが、印西市交通安全対策会議が午前中、市役所であり、出席をしてまいりました。

そして、ただ今、第5回教育委員会定例会が市役所で開催されております。

行事予定でございます。

5月18日水曜日、明日ですが、第60回第三部会小学校陸上競技大会が松山下公園陸上競技場で開催される予定でございます。コロナ感染防止のため開会式なしで実施するということでございますので、ご理解いただければと思います。

19日木曜日、校長目標申告面接が市役所であり、27校の校長と面接をすることになっています。

20日金曜日、第1回学校適正配置審議会が市役所であり、出席をいたします。

22日日曜日ですが、印西まちなか音楽祭がB I G H O Pほかで開催されます。委員の皆様にもぜひご出席をいただきたく、お願い申し上げます。

23日月曜日、印旛郡市文化財センター第114回理事会が佐倉市であり、出席をする予定です。

24日火曜日、第2回市教頭会議が教育センターであり、出席をいたします。

25日水曜日、社会を明るくする運動青少年健全育成大会第1回推進委員会委嘱式が印旛公民館であり、出席をいたします。

同日、印西市町内会自治会連合会総会が市役所であり、出席をいたします。

また同日、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会定期総会が市原市であり、本来ならば、教育委員の皆様全員で出席をするところですが、コロナ対策のため、各教育委員会1名までとの通知がありましたので、大野教育長職務代理者に代表して出席をしていただくことになっております。よろしく願いいたします。

26日木曜日、第1回ふるさと印西学運営委員会が教育センターであり、出席をしてまいります。

6月に入りまして、2日木曜日、第1回市校長研究協議会が原山小学校であり、出席をしてまいります。

3日金曜日、令和4年第2回印西市議会定例会が開会されます。会期は6月24日まででございます。

16日木曜日、教育委員の皆様の学校訪問で、今年は原山中学校区の原山中、内野小、そして中央学校給食センター、原山小学校を視察していただきます。

同日、第6回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

	す。
	以上でございます。
	何かご質問ございますでしょうか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	ありがとうございました。
	以上で教育長報告を終わります。
	ここからの議事進行につきましては、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、大野教育長職務代理者をお願いいたします。よろしくお願いたします。
職 務 代 理 者 (報告第1号)	それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。
職 務 代 理 者	日程第4 報告第1号 臨時代理の報告についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。
	生涯学習課長。
生涯学習課長	報告第1号 臨時代理の報告について。 地方青少年問題協議会法第3条に規定する印西市青少年問題協議会委員の任命を、印西市青少年問題協議会条例第3条の規定に基づき、印西市教育委員会行政組織規則第7条の2第1項に規定する臨時代理により処理し、下記の者を任命するよう市長に申し入れたので、同条第3項の規定により報告する。 令和4年5月17日提出。 印西市教育委員会教育長、大木弘。 それでは、ご説明いたします。 委員の任命につきましては、印西警察署長の人事異動がありましたことから、関係行政機関の職員として印西警察署長の小林淳一さんを委員として任命するよう申し入れるものでございます。任期につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日まででございます。 説明は以上でございます。
職 務 代 理 者	これから質疑を行います。質疑はありますか。
各 委 員	ありません。
職 務 代 理 者	質疑なしと認めます。 以上で報告第1号を終わります。
(議案第1号)	
職 務 代 理 者	日程第5 議案第1号 令和4年度教育費補正予算についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 教育部長。
教 育 部 長	議案第1号 令和4年度教育費補正予算について。 令和4年度教育費補正予算について、別紙のとおり市長に申し入れる。

職務代理者
指導課長

令和4年5月17日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、概要についてご説明いたします。

次のページの議案第1号 令和4年度教育費補正予算をご覧いただきたいと思ひます。

1ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。15款国庫支出金の減で、歳入予算の総額を88万円減額するものでございます。

2ページから3ページにかけてお願いいたします。

歳出でございます。9款教育費の1項教育総務費の減、5項社会教育費及び6項保健体育費の増により、歳出予算の総額を1億1,556万8,000円増額するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

継続費の補正でございます。(仮称)新高花学校給食センター建設事業につきまして、新たに継続費を設定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

以上でございます。

指導課長。

指導課の補正予算について説明させていただきます。

説明の都合上、まずは2ページの下段、歳出から説明させていただきます。

医療児ケアが保護者の付添いがなくても適切な支援を受けられるようにするための予算であります。昨年度、会計年度任用職員を採用する予算を組み、人員を募集しましたが、応募者なしとなりましたので、事業実施方式を会計年度任用職員から業務委託に組替えをすることによる補正でございます。

9款1項3目教育研究指導費、会計年度任用職員に要する経費555万9,000円の減額補正でございます。内訳は、1節報酬403万7,000円、3節職員手当等57万3,000円、4節共済費78万5,000円、8節旅費16万4,000円。

続いて、2ページの上段をご覧ください。

9款1項3目教育研究指導費、特別支援教育事業委託料213万5,000円の増額補正でございます。

事業期間は令和4年7月から令和5年3月、実施日数は147日、対象児童は2名でございます。

続きまして、1ページの歳入をご覧ください。

15款2項5目1節小学校費国庫補助金、教育支援体制整備事業費補助金88万円の減額補正でございます。補正理由につきましては、会計年度任用職員を雇用するときは、555万9,000円のうち共済費を除く477万4,000円が補助金の対象であり、そのうちの3分の1の159万1,000円が補助金額

でした。業務委託に変更することで必要な経費が213万5,000円となり、補助金額がその3分の1の71万1,000円になりましたので、差額の88万円が減額となります。

以上でございます。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

続きまして、生涯学習課の補正内容についてご説明いたします。

審議資料の3ページから6ページをご覧ください。

今回の補正でございますが、公民館、図書館、文化ホールの10節需用費の光熱水費、電気料金の補正でございます。補正理由につきましては、関連がございますので一括してご説明いたします。

補正理由につきましては、電力供給契約相手方の株式会社ホープエナジーが一般送配電事業者との間における託送供給契約の解除通知を受けたことに伴い、東京電力パワーグリッドから電気最終保障供給制度による電力供給を受けていましたが、従前と比較して電力供給契約単価が上がり、予算に不足が生じるため、増額補正するものでございます。

それでは、各施設ごとに増額金額についてご説明いたします。

審議資料の3ページの上段ですが、中央公民館施設管理に要する経費でございまして、211万円の増額補正でございます。次に下段ですが、小林公民館施設管理に要する経費でございまして、460万8,000円を増額補正するものでございます。

次に、4ページ上段ですが、印旛公民館施設管理に要する経費でございまして、198万円増額補正するものでございます。下段でございまして、本埜公民館施設管理に要する経費でございまして、403万1,000円を増額補正するものでございます。

5ページ上段ですが、中央駅前地域交流館施設管理に要する経費でございまして、792万円増額補正するものでございます。次に下段ですが、図書館施設管理に要する経費でございまして、350万円を増額補正するものでございます。

6ページでございますが、文化ホール施設管理に要する経費でございまして、864万5,000円を増額補正するものでございます。

職務代理者
学校給食課長

学校給食課長。

続きまして、審議資料7ページをご覧ください。

まず、上段にございます9款6項3目学校給食費の学校給食事務費、18節負担金、補助及び交付金3,757万4,000円の増額補正でございます。補正理由につきましては、市長特命事項であります、第3子以降の学校給食費の無償化を令和4年度2学期から実施するに当たりまして、対象となる児童・生徒約1,100人分の給食費負担金相当額を補助金として措置するものでございます。

なお、当該補助金の交付に当たりましては、補助申請時に保護者の同意を得まして、公金振替により、不足分の歳入(給食費負担金)に充当す

る形で第3子以降の学校給食費の無償化を図ります。

続きまして、下段にございます9款6項3目学校給食費の中央学校給食センター事業1,822万円の増額補正、8ページの上段にございます牧の原学校給食センター事業の661万8,000円の増額補正、さらにその下段にございます印旛学校給食センター事業の499万9,000円の増額補正につきましては、関連がございますので一括してご説明をさせていただきます。

補正理由につきましては、先ほど生涯学習課長から説明がございました株式会社ホープエナジーの電力供給停止に伴う10節需用費の光熱水費、電気料金の増額補正でございます。電気最終保障供給制度を活用いたしまして、東京電力パワーグリッド株式会社に電力供給元を切り替えたことで契約単価が上がり、予算に不足が生じることから、3センター合わせまして2,983万7,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

9款6項3目学校給食費の学校給食センター整備事業1,878万7,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、12節委託料が378万7,000円、14節工事請負費が1,500万円でございます。補正理由につきましては、(仮称)新高花学校給食センター建設工事の基本設計が整いましたことから、建設工事に伴う工事費等を補正するものでございます。

続きまして、10ページをご覧ください。

こちらは(仮称)新高花学校給食センター建設工事に係る継続費の補正でございます。当該建設工事につきましては、工期が令和4年12月末から令和6年2月までの14か月を予定しておりますことから、令和4年度から令和5年度にかけて、継続費を設定するものでございます。

建設工事に伴う総額といたしましては、21億1,737万円でございます。内訳といたしましては、工事監理に伴う委託料が1,767万円、工事請負費が16億3,550万円、厨房設備購入に伴う備品購入費が4億6,420万円でございます。

各年度の内訳といたしまして、委託料におきましては、令和4年度が378万7,000円、令和5年度が1,388万3,000円、工事請負費におきましては、令和4年度が1,500万円、令和5年度が16億2,050万円、備品購入費におきましては、厨房設備の設置が竣工後となりますことから令和4年度は支出がございませんが、令和5年度に4億6,420万円を支出するものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

栃尾委員。

栃尾委員

1ページから2ページにかけての医療ケア児の件ですけれども、これは採用がなかった、応募がなかったということによろしいですか。

職務代理者

指導課長。

指導課長

はい。

職務代理者	栃尾委員。
栃尾委員	なるほど、それで業務委託。
職務代理者	指導課長。
指導課長	はい。
職務代理者	ほかに質疑は。
	栃尾委員。
栃尾委員	それから、こちらは本日欠席された鈴木委員が気にされていたところで、私が質問を託されたところなんですけれども、この医療ケア児は2名いらっしゃるということですが、具体的にどのような支援をされているのか教えていただきたいと思います。
職務代理者	指導課長。
指導課長	2人ともI型の糖尿病ということで、1名はインシュリンのポンプを身につけていて、そのポンプの調整です。もう1名は、現在、1日に4回インシュリンを接種しているということで、そのケアの部分をお願いしたいということです。
栃尾委員	分かりました。
職務代理者	ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。
	栃尾委員。
栃尾委員	3ページから8ページにかけての電力関係のホープエナジーの件なんですけれども、託送供給契約の解除通知ということなんですけど、こういった経緯で解除通知になったんでしょうか。
	一般送配電事業者との間における託送供給契約解除の通知を受けたと書いてあるんですけれども、これはどういったことなんですか。
職務代理者	生涯学習課長。
生涯学習課長	ホープエナジーから3月下旬に電力の供給を停止する通知文書が来たものでございます。
職務代理者	栃尾委員。
栃尾委員	何か破産されたとかそういうことですか。
職務代理者	生涯学習課長。
生涯学習課長	令和4年3月25日付でホープエナジーが破産開始手続の申立てを行っています。東京電力パワーグリッドからのホープエナジーに対する供給停止については不明確なところもありますが、そういった破産手続をしている状況から、会社の運営も不安定な状況にあると推測されます。
職務代理者	栃尾委員。
栃尾委員	それから、電力が途絶えないように電気最終保障供給制度を使っているということなんですけれども、これは一時的なことで、また新しい業者と契約する予定になっているんですか。
職務代理者	学校給食課長。
学校給食課長	もともと契約していたホープエナジーからの供給が停止という形になり、ほかの業者がすぐに見つからない状況にあります。電気が停止とな

る状況は避けなければいけないという中で、すぐに代わりの業者が見つからない場合の手続になります。一応、東京電力パワーグリッドとは、今年度末まで契約を結んでいまして、それまでの間に新しい業者を見つけるといような流れになります。

以上でございます。

職務代理人
栃尾委員

栃尾委員。

金額の増え方が倍以上というか、驚いてしまっていて、もちろん今、新型コロナウイルスの流行で、いろいろ経済活動が停滞した影響で電力が上がっているのかなと推測はされるんですけども、これほど高くなるものなのかというところをどのように感じていらっしゃるのか教えてくださいいただけますか。今の料金は通常の電気料金なのでしょうか。

職務代理人
生涯学習課長

生涯学習課長。

電気最終保障供給制度に基づいて東京電力パワーグリッドの料金が正規の料金となっていますが、今後、そういう新電力の会社の市場の状況も考えて、今後、どのように対応するかは検討していく予定でございます。

栃尾委員

分かりました。ありがとうございます。

以上です。

職務代理人
各委員
職務代理人

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

はい。

それでは、これで質疑を終わります。

議案第1号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理人

異議なし。

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(議案第2号)
職務代理人

日程第6 議案第2号 印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第2号 印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう市長に申し入れる。

令和4年5月17日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

議案第2号の審議資料2-1ページをご覧ください。

1、改正の要旨でございますが、(1)文化ホールが行う自主事業を音楽その他の文化芸術に関する事業に改めるものでございます。これは第4条の第1号において、自主事業の企画及び実施に関することと規定しておりますが、指定管理者制度を導入するに当たり、施設が行う事業を明確にするため、自主事業を具体的に明記し、音楽その他の文化芸術に関する事業とするものでございます。

(2)指定管理者による管理、指定管理者の指定等に関する規定を加えるものでございます。これは新たに文化ホールの貸館等の運営を指定管理者に行わせることとしたものによるものでございます。

(3)開館時間及び休館日を条例による規定にするものでございます。これは、現状は印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則で規定しておりますが、条例規定に変更するものでございます。

(4)使用料を利用料金に改め、かつ金額について改定を行うものでございます。これは、開館当時、近隣ホールの料金を参考に算定していたものを市の使用料、手数料設定等に関する事務指針に基づき、施設運営に関わる人件費や維持管理等などを基に、各部屋の面積に応じて施設使用料を算出しております。

(5)その他、所要の改正に伴うものでございます。

2、改正の理由でございますが、印西市公共施設適正配置アクションプランに示された具体的な対策内容であった大規模修繕が完了したことから、文化ホールの管理運営方法として指定管理者制度を導入することで民間ノウハウを活用し、市民サービスの向上を図るとともに、受益者負担の適正化、公正化の観点から施設料金を改正するものでございます。

続きまして、3、施行期日等ですが、(1)施行期日は令和5年4月1日としております。ただし、附則第2項の規定は公布の日としております。

次に、(2)準備行為でございます。改正後の印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例第5条の規定による指定管理者の指定に関し、必要な手続は、この条例の施行前においても新条例第7条及び第8条の規定の例により、行うことができるものとするものでございます。

(3)経過措置として、新条例の規定はこの条例の施行日以後の利用に関わる利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によるものとしております。

続きまして、改正の詳細につきましては、4、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

第1条につきましては、地方自治法を以後の条文において法と記すための改正でございます。

次に、第3条ですが、印西市大森2535番地のカンマを除く字句の整理を行うものでございます。

次に、2-2ページをご覧ください。

第4条でございますが、業務を事業へ改めるほか、第1号の自主事業の企画及び実施に関することの自主事業について具体的に示すため、音楽その他の文化芸術に関する事業とするものでございます。

次に、2-2ページから2-4ページをご覧ください。

第5条から第12条までは指定管理者に関する規定を新たに追加するものでございます。

第5条は、施設の管理を指定管理者に行わせる旨を規定しております。

第6条は、指定管理者が行う業務を規定しております。

第7条は、指定管理者の指定の申請について規定しております。

第8条は、指定管理者の指定等に関する事項を規定しております。

第9条は、指定管理者に対する事業報告書の作成及び提出義務を規定しております。

第10条は、指定管理者に対して業務報告及び実地調査等を行うことができる旨を規定しております。

第11条は、指定管理者が提出した第7条による申請内容に変更が生じた場合の規定でございます。

第12条は、指定管理者の指定の取消しについて規定しております。

次に、2-5ページをご覧ください。

第13条は、開館時間を変更し、新たに条例に規定するもので、開館時間を午前9時から午後9時30分までとするものです。また、第2項では、指定管理者は教育委員会の承認を得て、開館時間を変更できる旨を併せて規定するものでございます。

第14条は、定期休館日などの休館日を新たに条例に規定するもので、指定管理者は教育委員会の承認を得て、この休館日を変更できる旨を併せて規定するものでございます。また、月曜日の定期休館日が祝日と重なった場合の振替規定を変更するものです。

2-5ページから2-6ページでございますが、第15条から第18条は字句の整理に伴う改正を行うものでございます。指定管理者による管理運営となる関係で、教育委員会を指定管理者に、使用を利用に改め、その他、字句の整理を行うものでございます。

続きまして、第19条ですが、利用料金に関する規定でございます。指定管理者での管理運営となりますことから、利用料金制を導入し、利用料金は指定管理者の収入とするものを第3項に規定しております。

また、利用料金の金額につきましては、第1項第1号及び第2号に規定しましたように、条例の別表に定める金額の範囲内において指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることとしております。また、金額につきましては施設運営に関わる人件費や維持管理費などを基に各部屋の面積に応じて算出しております。

次に、2-10ページから2-12ページの別表第1から別表第3をご覧ください。

さい。まず、別表第1、別表第2は施設利用料を規定し、別表第3は附属設備の利用料を規定しております。

2-10ページ、別表第1をご覧ください。ホール関係の利用料の新旧対照表でございます。

現行では、午前、午後、夜間と連続して使用する場合、正午から午後1時、午後5時から午後6時までの1時間の料金が含まれておりませんでした。改正後は正午から午後1時、午後5時から午後6時までの1時間料金をそれぞれ利用料金として含めるものでございます。なお、午後、夜間、休日の料金で割増金額を設定してございましたが、改正後の料金については廃止いたします。

2-11ページ、別表第2につきましては、会議室関係の利用料の新旧対照表でございます。市民サービスの向上を図るため、午前、午後、夜間での貸出し区分の1時間単位の貸出しに変更いたします。ただし、午後8時から午後9時半までの利用時間につきましては1時間30分の貸出しとした料金を設定しております。なお、ホール関係同様に午後、夜間、休日の使用料で割増金額を設定してございましたが、こちらも廃止いたします。

2-12ページ、別表第3につきましては、附属設備関係の利用料新旧対照表でございます。使用料を利用料とした字句の整理を行うものでございます。

続きまして、2-7ページに戻っていただきまして、第20条の減免、第21条の還付、第22条の模様替え、第23条の原状回復の義務、第24条の損害賠償につきましては、字句の整理を行うものでございます。第25条につきましては、指定管理者による秘密保持義務を規定するものでございます。

次に2-8ページをご覧ください。

第26条につきましては、指定管理者に管理を行わせることができない場合の教育委員会による管理について規定したものでございます。附則につきましては、先ほどご説明いたしました施行期日、準備行為、経過措置となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

栃尾委員。

栃尾委員

別表第1、第2にあります(3)の利用者が入場料を徴収するときは次のとおりにするという、金額設定によって2割増しにするとか4割の額を加算するとかありますけれども、この入場料というのは、例えば参加料とか会費とかも含まれるんですか。それに当たるんですか。

職務代理者
文化ホール館長

文化ホール館長。

こちらは含まれます。

職務代理者 栃尾委員。
 栃尾委員 ちょっとイメージがつかないので、例えば和室でお茶ができるか分からないんですけども、茶道教室で、参加するならお茶菓子代だけは取りますとなった場合はこれに当たりますか。

職務代理者 文化ホール館長。
 文化ホール館長 参加料が幾らになるかというのはありますけれども、1,000円未満でしたら、こちらに加算するものとなっています。ただ、お教室で、業者が教室を開くとかとなりますと、営利ということで加算額が変わってきます。こちらの参加料についても規定がございますので、そちらは借りときの打合せによると思います。

栃尾委員 なるほど、分かりました。
 職務代理者 ほかに質疑はありませんか。
 各委員 ありません。
 職務代理者 これで質疑を終わります。
 議案第2号について採決をします。
 お諮りいたします。
 議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 各委員 異議なし。
 職務代理者 異議なしと認めます。
 したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

(議案第3号)
 職務代理者 日程第7 議案第3号 印西市立図書館協議会委員の任命についてを議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 生涯学習課長。生涯学習課長 議案第3号 印西市立図書館協議会委員の任命について。
 印西市立図書館協議会委員を図書館法第15条及び印西市立図書館設置条例第6条の規定により、次のように任命する。
 令和4年5月17日提出。
 印西市教育委員会教育長、大木弘。
 それでは、ご説明いたします。
 本委員につきましては、令和4年5月31日をもって任期満了になることから新たに任命するものでございます。
 今回任命する方は、学校教育関係者として印旛中学校校長の磯昌稔さん、いには野小学校教諭竹原淳子さん、原山中学校教諭永田望さん、社会教育関係者として武井榮子さん、学識経験者として黒澤真澄さん、石ケ谷康子さん、倉沢正則さん、関口佳穂里さん、石渡美香さん、市民公募者として栗山由香さんの10名の方です。
 新規委員の方は磯昌稔さん、竹原淳子さん、永田望さん、石ケ谷康子さん、関口佳穂里さん、栗山由香さんの6名の委員の方で、そのほか4名

の方は継続でございます。新規委員の方のうち、石ヶ谷康子さんは図書館ボランティア、関口佳穂里さんは印西木刈親子読書会で活動されている方でございます。

任期につきましては、令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間でございます。なお、1番委員、2番委員、3番委員の方につきましては、教育公務員特例法第17条第1項の規定による兼職を認め、条例で定める報酬及び費用弁償を支給するものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

この印西市立図書館協議会委員の方々の役割と活動をもう一度、再認識したいので、ご説明していただけますか。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

図書館協議会委員につきましては、図書館の運営、その他事業について意見をいただく協議委員会で10名から構成されて、現状では年3回ほど協議会を実施しているところでございます。

以上でございます。

職務代理者

栃尾委員。

栃尾委員

先日、図書館の指定管理者制度の件についての講演会に参加させていただいて、署名活動が始まると聞いておりますので、委員さんがどのような立ち位置で仕事をされているのか再度確認させていただいた次第です。ありがとうございました。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

各委員

ありません。

職務代理者

これで質疑を終わります。

議案第3号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし。

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(議案第4号)

職務代理者

日程第8 議案第4号 印西市教育支援委員会委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第4号 印西市教育支援委員会委員の委嘱について。

印西市教育支援委員会委員を印西市教育支援委員会条例第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。

令和4年5月17日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

本件は定期異動や体調不良により、新たに表中5名の委員を委嘱するものでございます。

任期につきましては、令和4年6月1日から令和5年5月31日までの1年間でございます。なお、1番、2番、3番、4番委員は、教育公務員特例法第17条第1項の規定により兼職を認め、条例で定める報酬及び費用弁償を支給するものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

ありません。

質疑なしと認めます。

議案第4号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし。

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

(議案第5号)
職務代理者

日程第9 議案第5号 印西市文化ホール運営会議委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第5号 印西市文化ホール運営会議委員の委嘱について。

印西市文化ホール運営会議委員を印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則第21条第1項及び印西市文化ホール運営会議に要する要綱第2条の規定により、次のとおり委嘱する。

令和4年5月17日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それではご説明いたします。

本委員につきましては、令和4年5月31日をもって任期満了となることから、新たに委嘱するものでございます。

今回委嘱する方は、学校教育関係者として小林北小学校の森下康彦さん、芸術文化団体代表として伊藤敦子さん、岩井義春さん、高橋きよ子さん、知識経験者として伊藤克彦さん、荻原孝恵さん、住田裕子さん、鈴木累意さん、市民公募者として中島由美さん、山本裕子さんの10名の方でございます。

森下康彦さん、高橋きよ子さん、中島由美さん、山本裕子さんの4名の方は新規の方で、そのほか6名の方は継続でございます。新規委員の方のうち、高橋きよ子さんは印西市歌謡連合会で活動されている方でご

ございます。

任期につきましては、令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間でございます。なお、1番委員につきましては、教育公務員特例法第17条第1項の規定による兼職を認め、条例で定める報酬及び費用弁償を支給するものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

寺田委員。

寺田委員

お尋ねします。基本的には1年に何回ぐらい会議を行うんですか。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

文化ホール委員会の会議は年2回行っております。

職務代理者

寺田委員。

寺田委員

何月と何月。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

通常、6月か7月、また年度終わりの3月ぐらいの年2回行っております。

寺田委員

分かりました。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

各委員

ありません。

職務代理者

これで質疑を終わります。

議案第5号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし。

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

(その他)

職務代理者

日程第10 その他について、何かありますか。

教育部長。

教育部長

このたびの不祥事につきまして、ご報告をさせていただきます。

令和4年5月4日に本市教育委員会教育部生涯学習課職員が宮城県仙台市内の路上で一緒にいた女性に暴行をし、けがをさせたとして同日に傷害の疑いで宮城県警に逮捕勾留されておりましたが、5月11日に被害女性と示談が成立し、釈放となりましたので報告をさせていただきます。なお、現在は別室での勤務をさせております。

市民の皆様、教育委員の皆様、また、関係機関の皆様にご心配、ご迷惑をおかけしましたことを改めまして深くおわびを申し上げます。

今後、事実関係を確認の上、厳正な対処をしまいたいと、このように考えております。

以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

今の件につきまして、質疑はありませんか。

ありません。

ほかにその他、何かありますか。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、教育委員の学校訪問につきまして、ご説明をさせていただきます。

本年度は原山小学校区をご覧いただきます。令和4年度学校訪問配車及び行程表をご覧ください。

1、日程でございますが、本年度は6月16日木曜日、10時から学校訪問に出発いたしまして、終了後、15時から第6回教育委員会定例会を行います。例年とは日程が異なりますが、委員の皆様にはよろしく願いいたします。

2、参加者及び配車でございますが、委員の皆様に教育長、教育部の部課長及び課長補佐が同行させていただきます。委員の皆様は教育委員会のワンボックスカーに同乗していただきます。

3、行程表でございますが、最初に原山中学校、次に内野小学校、中央学校給食センターを視察いただいた後、同センターにて学校給食をご試食いただきます。その後、原山小学校を視察いただきます。当日、給食費をご負担いただきたいと思いますと思いますが、詳しくは第6回教育委員会定例会の議案配付時にご案内させていただきます。

説明は以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

この点につきまして、質疑はありませんか。

ありません。

ほかにその他、何かありますか。

学務課長。

学務課長

それでは、本埜中学校及び船穂小学校における小規模特認校制度の導入に係る説明会を実施いたしましたので、その結果をご報告いたします。

資料をご覧ください。

本埜中学校でございますが、令和4年4月27日水曜日、本埜中学校体育館にて実施いたしました。出席者は対象となる保護者119世帯のうち13名、傍聴者として本埜地区の学校を考える会7名、うち1名は請願賛同議員の小川利彦議員でした。

主な意見としましては、令和4年度の新入生がゼロ、今後も続くようだと保護者としても考えなくてはいけない。制度導入に当たり、市からの周知方法を工夫してほしい。上の子が本埜中学校を卒業し、下の子も通ってもらいたいので、制度を導入することで他地区から生徒が来てくれるとありがたい。通学していた学校が大規模となり、なじめなくなり、学区外で本埜中学校に通学している。制度が導入され、小規模校のよいところを広く知ってもらえればよいなどのご意見がありました。

結果でございますが、反対意見はなく、総意として賛成でした。

続きまして、船穂小学校でございますが、令和4年4月28日木曜日、船穂小学校体育館にて実施いたしました。出席者は対象となる保護者88世帯のうち18名、傍聴者として請願紹介議員である米井重行議員でした。

主な意見としましては、成功するか否かは周知である、積極的に周知していただきたい。1学級当たり20名という小規模校のメリットをアピールしていただきたい。スクールバスの運行を検討してほしいという意見がありました。

結果は本埜中学校同様に反対意見はなく、総意として賛成でした。

今後につきましては、保護者の賛同を得ましたことから、船穂小学校と本埜中学校における小規模特認校制度の導入を進めてまいりたいと考えております。

なお、今後のスケジュールにつきまして、5月20日開催の印西市学校適正配置審議会に報告、6月、本格導入に係る実施要綱案を教育委員会定例会へ付議、7月、周知及び小規模特認校制度希望者に係る説明会、8月、制度希望者の受付開始及び審査を11月中旬までとし、令和5年4月入学編入というスケジュールになっております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

職務代理者

この点につきまして、質疑はありませんか。

寺田委員。

寺田委員

この資料で、本埜中学校は令和4年度新入生ゼロとありますが、船穂小学校の令和4年度の新入生は何名ですか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

令和4年度は5人でございます。

寺田委員

分かりました。

職務代理者

栃尾委員。

栃尾委員

今現在で学区外から通われているお子さんは本埜中学校、船穂小学校、それぞれ何人いらっしゃるのかということと、もしいらっしゃるんですしたら学年を教えてくださいたいです。

職務代理者

学務課長。

学務課長

学区外から本埜中学校区に就学している生徒数は確認します。

職務代理者

では、一旦保留します。

ほかに質疑はありませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

小規模特認校制度というのを成功するに当たって、保護者の立場から意見なんですけれども、例えば2年生と5年生で通われている。そうなったときにスクールバスに乗ることが難しいのは承知しているんですけれども、お母さんの送り迎えで、2年生は早く帰る、5年生は遅くなる、部活があるとか、お迎えを何度か繰り返さなければいけない。例えば、駅伝の練習があるお兄ちゃんは朝早く7時には行かなければいけない。で

も下の子は遅く通うとか、そういう大変さが生まれてくる可能性があるかなと思うんですね。

そうなったときに、本当は行きたいんだけど、今、共働きが普通になっているので、その手間というか、そういうところは今後、導入していく上で出てくるのではないかなというふうに想像をするわけなんですね。

例えばバスが運行できないにしても、帰りは下のお子さんは上のお兄ちゃんかお姉ちゃんが終わるまで預かれる体制だったりとか、そういった配慮ももしかしたら検討しなければいけなくなってくるのかなというふうには捉えています。私は通わせているわけではないので、立場なんてどれだけ考えられているか分からないんですけども、この資料を読ませていただきながら、ちょっと想像したのでお伝えだけしておこうかなと私の意見です。

職務代理者
教育長

教育長。

もともと船穂小学校は小規模校でしたので、1年生、2年生が早く終わって、先に下校させるわけにはいかないということで、高学年が下校になるまで学校で留め置いて、教師がついて自習のような形でやっておりました。小規模特認校制度を導入して、他の学区から通われているお子さんについても、低学年が授業を終えても先に帰るということはなく、学校で対応するというふうに考えております。

栃尾委員
職務代理者
学務課長

分かりました。

学務課長。

先ほどの学区外から就学している生徒数ですが、本埜中学校につきましては、学区外から2年生が3名、3年生が1名で4名、船穂小学校は1年生が2名、4年生が1名、6年生が2名で5名、学区外から就学しております。

以上でございます。

ありがとうございます。

栃尾委員
職務代理者

よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

それでは、ほかにその他、何かありますか。

学校給食課長。

学校給食課長

学校給食課から、印西市第3子以降学校給食費補助金交付要綱の制定につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。

こちらは先ほどご承認をいただきました議案第1号 令和4年度教育費補正予算でご説明をさせていただきました審議資料7ページにございます学校給食事務費、18節負担金、補助及び交付金の3,757万4,000円、こちらの補助につきまして、補助の交付に当たり、具体的な事務手続等を定めたものでございます。

まず、制定の要旨でございますが、印西市の公立小・中学校に就学す

る第3子以降の児童・生徒の給食費を無償化することで、学校給食費負担者の子育てに要する費用の負担軽減を図るものでございます。

条文の内容でございますが、第1条、趣旨では、当該要綱の趣旨といたしまして、第3子以降の学校給食費の補助に関し、印西市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条、補助の要件では、補助対象の要件といたしまして、給食費負担者が子などを3人以上扶養しており、その扶養している者のうち、最年長者及び2番目の年長者である者を除いた者に本市が設置している学校で学校給食を受けさせていること。扶養している子などと生計を一にしていること。学校給食費に滞納がないことなどを規定しております。

第3条、補助の対象では、補助の対象となる給食費について規定しております。

第4条、補助の申請では、給食費の補助の申請について規定しております。

第5条、補助の申請期限では、申請期限を別に定める旨を規定しております。

第6条、補助の決定では、申請者に対する補助の可否の決定について規定しております。

第7条、状況の変更等では、補助の決定を受けた者の状況に変化があったときの手続について規定しております。

第8条、決定の取消しでは、補助の決定を取り消す要件について規定しております。

第9条、委任では、当該要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める旨を規定しております。

最後に附則でございますが、第1項では施行期日を公示の日としており、議案第1号でご説明をさせていただきました補正予算が令和4年第2回市議会定例会で可決されましたら、速やかに公示したいと考えております。また、第2項では、失効規定を設けておりまして、令和7年3月31日をもってその効力を失うとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

職務代理人
各委員
職務代理人

この点につきまして、質疑はありませんか。

ありません。

質疑なしと認めます。

ほかにその他、何かありますか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課からは、印西市立印旛歴史民俗資料館の研究紀要第4号と印西の歴史第13号を刊行いたしましたので教育委員の皆様にも配付いたします。

以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

この点につきまして、何か質疑はありませんか。
ありません。

ほかにその他、よろしいでしょうか。

それでは、これで日程第10 其他を終わります。

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしくお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございました。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議の開催日等について、先ほどもありましたけれども、再確認ということで教育総務課長からお願いいたします。

教育総務課長

次回の教育委員会会議でございますが、先ほど申し上げました6月16日木曜日、10時から学校訪問にまいりまして、終了後、15時からこちらの41会議室で開催する予定でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長

ありがとうございました。一日になってしまいましたが、よろしくお願いいたします。

(閉議の宣告)

教 育 長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じさせていただきます。

(閉会の宣告)

教 育 長

以上をもちまして、令和4年第5回印西市教育委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。

(15時20分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年5月17日

教 育 長	大 木	弘
署 名 委 員	寺 田	充 良